

令和6年6月1日

輸送の安全に関する公表

旅客自動車運送事業運輸規則第47条の規定に基づき、輸送の安全に関する令和5年度の実績及び令和6年度の計画について、下記のとおり情報を公表いたします。

いわさきグループバス各社

鹿児島交通株式会社
鹿児島交通観光バス株式会社
種子島・屋久島交通株式会社

運輸安全マネジメントに関する取り組み

取り組み結果と安全目標（令和5年度・令和6年度）

いわさきグループバス各社

鹿児島交通㈱

鹿児島交通観光バス㈱

種子島・屋久島交通㈱

- 1 輸送の安全に関する基本的な方針
- 2 輸送の安全に関する目標およびその達成状況
- 3 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
- 4 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統
- 5 輸送の安全に関する重点施策
- 6 輸送の安全に関する計画（令和6年度）
- 7 事故・災害に関する報告連絡体制
- 8 輸送の安全に関する教育および研修の計画
- 9 輸送の安全に関する内部監査結果・措置内容
- 10 輸送の安全に関する予算および実績額
- 11 安全統括管理者
- 12 安全管理規定

平成18年10月の運輸安全マネジメント導入に伴う道路運送法の一部を改正する法律が施行されました。「輸送の安全性を確保すること」は運輸事業者の当然の責務ですが、今回の改正法の施行により安全確保の義務が明確にされました。

当社としては以前にも増してより安全・安心なバス会社を目指し、社長以下全従業員が一丸となって輸送の安全を確保する為に次のとおり取り組んでまいります。

1 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 社長および役員は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、全社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させることをはじめとし、社内において輸送の安全の確保について主導的な役割を果たしてまいります。

また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえ、社会的責任を果たしてまいります。

- (2) 輸送の安全に関する計画の策定 (Plan) 実行 (Do) 点検 (Check) 改善 (Act) のPDCAサイクルを確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めて参ります。
また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

2 輸送の安全に関する目標および達成状況

(令和5年度)

《年間スローガン》

『死傷重大事故・車内(転倒)事故の撲滅』

=発進時における車内確認の徹底=

として、交通事故防止活動計画・接遇向上運動計画を策定を行い月間目標を設定して重点的に取組みました。

月	月間安全目標	月	月間安全目標
4月	<p>子供・高齢者の動向に注意 《人身事故防止》</p> <p>○車内危険行動のランキング</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者の座席移動に注意(前へ前へ) 2 信号待ちとバス停停車を間違えての立席に注意。 3 走行中での子供の不用意な座席移動に注意。 <p>=車内アナウンス強化= 「走行中の座席のご移動は大変危険です。」</p>	10月	<p>早目のライト点灯の励行 《薄暮時の事故防止》</p> <p>○ライト点灯の目的</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 歩行者、自転車に対しバスの存在を知らせる。 2 薄暮時における歩行者、自転車乗りの早期発見。 3 上向きライトを行うことで前方視認が向上する。 (対向車や前に車がいる時は下向きライト) <p>=コメント= ・早めの点灯、上向きライトで視認向上に努めましょう!!</p>
5月	<p>右左折時安全確認の徹底 《交差点における事故防止》</p> <p>○右左折時の危険箇所と安全確認のポイント</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 横断歩道と巻き込み確認。(目視、ミラー確認徹底) 2 右左折時の一旦停止の励行。 3 交差点手前での車内確認と安全な速度(減速)での進入。 <p>=車内アナウンス強化= 「この先、右へ曲がります。左へ曲がります。」</p>	11月	<p>急発進・急停車の禁止 《車内転倒事故防止》</p> <p>○車内転倒事故防止ポイント</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 空席がある場合は座席利用を促す。 2 立席乗客に対し、吊革・握り棒等の確実な利用を促す。 3 周りの状況を十分に把握し、割込み飛び出しに注意する。 <p>=車内アナウンス強化= 1「やむをえず急停車する場合があります」2「空席がある場合はお席をご利用下さい」3「吊革・握り棒をおつかまりください」</p>

<p>6月</p>	<p>後退時の安全確認の徹底 《車庫内事故防止》 ○後退時（車庫入れ）安全確認のポイント 1 目視、ミラー、カメラによる確認徹底。 2 切り返し2度入れの励行。 3 必要に応じた下車確認の励行。（夜間、雨天時等） =指差し呼称強化= 「後ろ障害物なし。 左右、安全確認よし。」</p>	<p>12月</p>	<p>ゆとりある運転の励行 《年末・年始の事故防止》 =ゆずりあいの運転= 「お先へどうぞ。」 <回復運転の厳禁> =コメント= 師走12月は車が多くなり何かと忙しくなる時期です。あせらず、渋滞などイライラせずゆとりの気持ちを持って運行しましょう。</p>
<p>7月</p>	<p>着席発車の徹底 《車内転倒事故防止》 ○事故防止ポイント 1 車内確認の徹底（指差し確認の励行） 2 車内アナウンスの確実な実施。 3 立席時のスムーズな発進。（急加速厳禁） =車内アナウンス強化= 「バスが発車します。 ご注意ください。」</p>	<p>1月</p>	<p>車輛特性・路面状況に応じた運転操作の励行 《オーバーハング・内輪差・路面凍結等の事故防止》 ○事故防止ポイント 1 車輛特性の再認識と的確なハンドル操作と安全確認。 2 降雪時の確実なチェーン装着と最徐行通行。 3 装備資器材の点検整備とチェーン装着訓練の実施。</p>
<p>8月</p>	<p>飛び出し、追い越し注意 《歩行者・自転車との事故防止》 ○事故防止ポイント 1 飛び出し危険箇所の予測と速度の減速。 2 かもしれない運転の励行（人が飛び出してくるかも・・・） 3 自転車を追い越す際、十分な間隔確保。 =コメント= 「夏休み期間中です。開放感の子供達の動きに注意。」</p>	<p>2月</p>	<p>適切な車間距離の保持 《追突事故防止》 ○追突事故防止ポイント 1 速度と車間距離（常に止まれる速度と車間距離） 2 かもしれない運転、予測運転の励行。 3 あおり運転の厳禁。 =コメント= 漫然運転から「だろー運転」へ、最も危ない運転行動。</p>
<p>9月</p>	<p>信号標識の遵守 《交差点における事故防止》 ○事故防止ポイント 青信号・・・進むことができる。（安全を確認し進行） 黄信号・・・止まれ（安全に停止できない場合進行できる） 赤信号・・・止まれ =指差し確認の強化= 「青信号よし。 黄信号、赤信号止まれ。」</p>	<p>3月</p>	<p>進路変更時の安全確認の徹底 《かもしれない運転の励行》 ○事故防止ポイント 1 早目の合図、3秒前の徹底。 2 みだりに進路変更しない。 3 バックミラー、目視での安全確認。 ※後方から進行してくる車両に注意</p>

《取り組み状況》

①ポスターの作成

営業所内及び車庫休憩室にポスターを掲示し周知徹底を行いました。

②点呼、朝礼時に周知活動を行う

点呼時において乗務員に対し周知徹底を行いました。

③取り組み状況の巡回活動

本社安全指導部より各営業所に対し巡回活動を行いました。

④取り組み結果の報告

各所属長より毎月の取り組み内容と達成状況について報告をさせました。

(2) 安全指導部員による営業所巡視

交通安全期間中、本社安全指導部による営業所巡視ならびに抜き打ち早朝立会い点呼を実施し、安全意識の啓発を行いました。

(3) 本社安全指導部営業所巡視 (統括責任者 取締役副社長 西村 将男)

①春の全国交通安全運動期間中 令和5年5月11日(木)～5月20日(土)

②夏の全国交通安全運動期間中 令和5年7月11日(火)～7月20日(木)

③秋の全国交通安全運動期間中 令和5年9月21日(木)～9月30日(土)

④年末年始の輸送等に関する安全総点検運動期間中

令和5年12月10日(日)～令和6年1月10日(水)

(4) 営業所会の実施(安全研修会)

運行管理者および全運転手を対象に、事故防止・接遇について研修を実施しました。

②主な研修内容

1. 車内事故防止の徹底

発生のメカニズムと確認ポイントの徹底

2. 接客・接遇の徹底

接遇ビデオの視聴

基本的な接客・接遇文の配布

3. 全国統計および自社事故統計によるバス事故の状況

4. 自社、(同業者)事故事例による検証ならびに事故防止策

(5) 令和4年度の目標および達成状況

目 標	重大事故の発生件数	0件
達成状況	重大事故の発生件数	0件(達成)

(※令和5年度の目標)

①有責重大事故をゼロにする

②車内転倒事故の撲滅(前年度発生件数-50%)

- ③後退時における事故撲滅(前年度発生件数-50%)
- ④交通事故防止に対する意識改革
- ⑤有責事故件数対過去5ヶ年平均値の10%削減 (5年平均 → 10%削減)

(鹿児島交通株)	51.4件	→	46.3件
(種子島・屋久島交通株)	1.6件	→	1.0件
(鹿児島交通観光バス株)	1.8件	→	1.0件
- ⑥点呼の実施による飲酒・酒気帯び運転の撲滅

3 自動車事故報告規則第2条に規定する事故統計 (令和5年度)

車内事故 (自動車事故報告規則第2条第4号に該当するもの) 0 件
 * 報告事案でないが運輸支局からの指示により報告の指示。

※別紙 「グループ会社 法人別 事故内容詳細分類統計表」参照

4 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

※別紙 「輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統」参照

5 輸送の安全に関する重点施策

当社は、輸送の安全に関する方針に基づき、『安全は全てに優先する』をスローガンに掲げ、次に掲げる事項を実施していきます。

- ①輸送の安全の確保が最も重要であるという認識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守する。
- ②輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努める。
- ③輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。
- ④輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達・共有する。
- ⑤輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施する。

◎安全が最優先であることの意識の徹底

社内での研修や営業所会議等で、安全が何よりも優先すること、それに関する法令を遵守することを説き、社員一人一人が同じ目的・目標に向い、安全第一の認識のもと、事故防止に努めていきます。

◎輸送の安全に関する重点施策の進捗状況のチェック

運輸安全マネジメント委員会による「輸送の安全に関する重点施策」の進捗状況を適宜チェックします。運輸安全マネジメントに対する内部監査についても厳正に実施し、必要であれば改善を指示します。

◎情報の伝達、情報の共有化の強化

各営業所には月刊発行の「チームワーク」はもとより、緊急通達や事故発生速報等により、情報の伝達及び情報の共有化の強化を図ることで、事故防止に役立っています。

◎事故防止への取組みの徹底

当社の事故事例をもとにその原因や防止策について検討し、再発防止に努めていきます。また、他社事例の情報を全社員で共有することにより、事故防止に役立っています。

◎日常業務に関する指導

業務・労務部門による立会い点呼、安全指導部による添乗指導、拠点バス停における街頭指導などを抜き打ち的に行い、重点的な指導を必要とする者に対しては、本社指導教養等により実施し、事故のない安全な運行に努めます。

6 輸送の安全に関する計画（令和6年度）

《年間スローガン》

『死傷重大事故・車内（転倒）事故の撲滅』
=接客・接遇の向上と厳正な点呼の実施=

として、交通事故防止活動計画・接遇向上運動計画を策定を行い月間目標を設定して重点的に取組みます。

月	月間安全目標	月	月間安全目標
4月	<p>子供・高齢者の動向に注意 《人身事故防止》</p> <p>○車内事故防止～危険行動の把握と対策の徹底。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者の座席移動に注意（前へ前へ） 2 信号待ちとバス停停車を間違えての立席に注意。 3 走行中での子供の不用意な座席移動に注意。 <p>=車内アナウンス強化= 「走行中の座席のご移動は大変危険です。」</p>	10月	<p>早目のライト点灯の励行 《薄暮時の事故防止》</p> <p>○ライト点灯の目的</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 歩行者、自転車に対しバスの存在を知らせる。 2 薄暮時における歩行者、自転車乗りの早期発見。 3 上向きライトを行うことで前方視認が向上する。（対向車や前に車がいる時は下向きライト） <p>=コメント= ・早めの点灯、上向きライトで視認向上に努めましょう!!</p>
5月	<p>右左折時安全確認の徹底 《交差点における事故防止》</p> <p>○右左折時の危険箇所と安全確認のポイント</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 横断歩道と巻き込み確認。（目視、ミラー確認徹底） 2 右左折時の一旦停止の励行。 3 交差点手前での車内確認と安全な速度（減速）での進入。 <p>=車内アナウンス強化= 「この先、右へ曲がります。左へ曲がります。」</p>	11月	<p>急発進・急停車の禁止 《車内転倒事故防止》</p> <p>○車内転倒事故防止ポイント</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 空席がある場合は座席利用を促す。 2 立席乗客に対し、吊革・握り棒等の確実な利用を促す。 3 周りの状況を十分に把握し、割込み飛び出しに注意する。 <p>=車内アナウンス強化= 1「やむをえず急停車する場合があります」2「空席がある場合はお席をご利用下さい」3「吊革・握り棒をおつかまりください」</p>

<p>6月</p>	<p>後退時の安全確認の徹底 《車庫内事故防止》 ○後退時（車庫入れ）安全確認のポイント 1 目視、ミラー、カメラによる確認徹底。 2 切り返し2度入れの励行。 3 必要に応じた降車確認の励行。（夜間、雨天時等） =指差し確認強化= 「後ろ障害物なし。 左右、安全確認よし。」</p>	<p>12月</p>	<p>ゆとりある運転の励行 《年末・年始の事故防止》 =ゆずりあいの運転= 「お先へどうぞ。」 <回復運転の厳禁> =コメント= 師走12月は車が多くなり何かと忙しくなる時期です。あせらず、渋滞などイライラせずゆとりの気持ちを持って運行しましょう。</p>
<p>7月</p>	<p>着席発車の徹底 《車内転倒事故防止》 ○事故防止ポイント 1 車内確認の徹底（指差し確認の励行） 2 車内アナウンスの確実な実施。 3 立席時のスムーズな発進。（急加速厳禁） =車内アナウンス強化= 「バスが発車します。 ご注意ください。」</p>	<p>1月</p>	<p>車輛特性・路面状況に応じた運転操作の励行 《オーバーハング・内輪差・路面凍結等の事故防止》 ○事故防止ポイント 1 車輛特性の再認識と的確なハンドル操作と安全確認。 2 降雪時の確実なチェーン装着と最徐行通行。 3 装備資器材の点検整備とチェーン装着訓練の実施。</p>
<p>8月</p>	<p>飛び出し、追い越し注意 《歩行者・自転車との事故防止》 ○事故防止ポイント 1 飛び出し危険箇所の予測と速度の減速。 2 かもしれない運転の励行（人が飛び出してくるかも・・・） 3 自転車を追い越す際、十分な間隔確保。 =コメント= 「夏休み期間中です。開放感の子供達の動きに注意」</p>	<p>2月</p>	<p>適切な車間距離の保持 《追突事故防止》 ○追突事故防止ポイント 1 速度と車間距離（常に止まれる速度と車間距離） 2 かもしれない運転、予測運転の励行。 3 あおり運転の厳禁。 =コメント= 漫然運転から「だろー運転」へ、最も危ない運転行動。</p>
<p>9月</p>	<p>信号・標識の遵守 《交差点における事故防止》 ○事故防止ポイント 青信号・・・進むことができる。（安全を確認し進行） 黄信号・・・止まれ（安全に停止できない場合進行できる） 赤信号・・・止まれ =指差し確認の強化= 「青信号よし。 黄信号、赤信号止まれ」</p>	<p>3月</p>	<p>進路変更時の安全確認の徹底 《かもしれない運転の励行》 ○事故防止ポイント 1 早目の合図、3秒前の徹底。 2 みだりに進路変更しない。 3 バックミラー、目視での安全確認。 ※後方から進行してくる車両に注意</p>

7 事故・災害等に関する報告連絡体制

※別紙 「事故・災害等に関する報告体制」参照

8 輸送の安全に関する教育および研修の計画

(1) 運行管理の実施体制確立

- ①適切な勤務割による乗務員の配置
- ②定期点検整備及び運行前点検・終業点検の確実な実施
- ③厳格な運行前点呼・終了点呼の徹底
(運行・健康状態・アルコール・車輛・携行品・服装・道路状況・適確な指示)
- ④事故災害発生時における連絡通報の迅速対応
(交通事故発生時の措置要領)
- ⑤健康の自主管理/適切な睡眠時間の確保
(睡眠時無呼吸症候群検査受診)
- ⑥高速道路の安全運行指示の徹底
(法定速度の遵守とシートベルトの着用案内の徹底)

(2) 事故防止強化月間の設定

毎月 20 日 事故ゼロの日 (ゼロ旗の掲出)

(3) 運転手指導教養の充実

- ①事故惹起者、苦情多発者に対する本社指導教養の実施
- ②運転適性診断票 (3年に1度受講) の活用及び個別指導
- ③安全指導課による実車添乗指導及び拠点街頭指導
- ④経験年数毎 (3年5年10年20年30年) 研修
- ⑤各営業所との定期的な意見交換
- ⑥整備講習/車内事故防止講習会の実施 (運行管理者ならびに全運転士対象)
実施計画・・・年12回 (月1回) 定期的実施

(4) 初任運転者に対して行う「安全運転の実技指導」について

①指導者名 (添乗者名)

春田正三 (安全指導部部長) 以下6名を選任

※キャリア20以上の現役優良乗務員5名を非常勤指導員として任命

②指導歴

弊社では、本社管理部門において安全指導部を配置し、バス乗務員の指導教育並びに事故・苦情処理及び乗務員採用を行っている。

- ・春田正三 乗務員経験後、平成17年6月より本社安全指導部に配属登用され乗務員の採用、指導教育に携わっている。
- ・他5名は各グループバス会社 (鹿児島交通、鹿児島交通観光バス、種子島・屋久島交通) の現役乗務員として20年以上のキャリアを持ち、非常勤指導員として採用時における新人乗務員並びに貸切乗務員登用における実技指導を行っている。

③車種区分

- I. 初任運転手：小型車両、中型車両、大型車両
- II. 準初任運転者：(貸切、高速バス、特定 (スクールバス))

※業務に応じた大型貸切バスタイプ車両

④時期

- I. 初任運転手教習：入社後、乗務員として選任される前に実施
座学指導 20 時間以上、実技指導 120 時間以上
- II. 準初任運転手教習：大型貸切タイプ車両を業務運転する前に実施
座学指導 10 時間以上、実技指導 20 時間以上

⑤指導の具体的内容（初任運転手）

- I. 事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項、プロ運転手としての心構
- II. 事業用自動車の構造の特性習得並びに運行前点検の方法
- III. 旅客の安全を確保するために留意すべき事項
- IV. 危険の予測及び回避する方法
- V. 道路の状況に合わせ（狭隘、峠道など）安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法
- VI. ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正
- VII. 安全運転の実技指導

⑥実施ルート

I. 路線バス乗務員

- ・原則、鹿児島市内における運行路線（狭隘、峠道、市街地煩雑道路）を中心に実技指導を行い、研修後半においては配属予定営業所管轄の運行路線での実技指導を行う。

II. 貸切バス乗務員（高速バス乗務員含む）

- ・グループ各社（鹿児島交通、鹿児島交通観光バス、種子島・屋久島交通）で採用並びに貸切乗務員として登用予定される乗務員においては、担当するエリアにおいて実技指導を行う

鹿児島エリア

（仙巖園、桜島、城山、鹿児島マリポート、高速船ターミナル、鹿児島中央駅、天文館 他）

霧島・指宿エリア

（霧島神宮、霧島温泉地、鹿児島空港、指宿砂蒸温泉、池田湖、長崎鼻、知覧特攻会館、武家屋敷 他）

種子島・屋久島エリア

（種子島ロケットセンター、鉄砲館、千座の岩屋、屋久杉ランド、白谷雲水峡、千畳の滝 他）

都市間高速（鹿児島⇄福岡）

九州自動車道における高速道路教習の実施及び各バスターミナル運用確認並びにチケット等の取扱い習得

※教習行程において、狭隘、峠道路を通行の際には、H28. 1. 15 に発生した軽井沢スキーバス事故を教訓とした実技指導（エンジンプレーキ、排気、リターダ）等を実施し、人命を預かるバス乗務員としての責務を認識させる

※令和 5 年度貸切乗務員登用実績

鹿児島交通観光バス株式会社・・・・・・1名

種子島・屋久島交通株式会社・・・・・・1名

(5) その他事故防止対策の充実

- ①月別・営業所別事故統計表の作成と活用
- ②各営業所における事故事例検証
- ③他社事故事例の収集分析、防止策・対応策の周知徹底
- ④運転手のヒヤリ・ハット体験報告に基づく情報の共有化、注意個所の周知徹底
- ⑤団体・個人の無事故表彰の実施（各種社外無事故表彰の受賞促進）

9 輸送の安全に関する内部監査結果・措置内容

- (1) 監査対象部門
- (2) 実施日
- (3) 監査員 (令和5年度の内部監査は実施しておりません。)
- (4) 監査内容
- (5) 監査結果

10 輸送の安全に関する予算および実績額(グループ全体)

(1) 令和5年度の実績

- ①運転手研修会参加のための費用・・・・・・・・・・ 37万円
安全運転中央研修所 旅客自動車運転者課程受講（2名）
- ②安全マネジメント等事故防止研修会参加費用・・・・・・・・ 5万円
- ③ドライブレコーダー機器購入代・・・・・・・・・・ 146万円
- ④車内転倒防止啓発ステッカー作成代・・・・・・・・・・ 25万円

(2) 令和6年度の予算

- ①運行管理や研修会の実施・・・・・・・・・・ 10万円
安全マネジメント体制の更なる確立、労務管理の徹底、法令遵守、安全教育等について実施する。教材費の購入等。
- ②アルコール検知器の更新費用（令和4年度予定）・・・・ 5万円
飲酒・酒気帯び運転の撲滅を図る。
※未対応営業所対面点呼用アルコール機器の更新を行う。
- ③運転手研修会の実施費用・・・・・・・・・・ 40万円
安全運転中央研修所 旅客自動車運転者課程受講予定（2名）
高速バス運転手への実技運転訓練の実施。
- ④ドライブレコーダー購入費用・・・・・・・・・・ 200万円
既に装着されている経年劣化ドライブレコーダー取替え費用。
- ⑤車内転倒防止ステッカー作成費用・・・・・・・・・・ 50万円
バス車内における転倒防止啓発ステッカーを作成し事故防止に努める。

11 安全統括管理者

西村将男 (代表取締役副社長)

12 安全管理規定

※別紙「いわさきグループバス各社安全管理規定」の参照